

○議事日程（平成30年12月27日第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第65号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第13 議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入の変更について
- 日程第14 議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 発議第3号 議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議について
- 日程第16 議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋 三 男

○出席議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 北倉義博  | 2番  | 岩永義仁 |
| 3番  | 長澤龍夫  | 4番  | 大橋三男 |
| 5番  | 三田正敏  | 6番  | 吉田太郎 |
| 7番  | 早崎百合子 | 8番  | 野村永一 |
| 9番  | 田中敏弘  | 10番 | 松永民夫 |
| 11番 | 林輝見   | 12番 | 青山貞一 |
| 13番 | 水谷久美子 |     |      |

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

|                  |      |                    |       |
|------------------|------|--------------------|-------|
| 町長               | 大橋孝  | 副町長                | 柏渕裕昭  |
| 教育長              | 並河清次 | 総務部長               | 田中信行  |
| 総務部総務課長          | 中島恵美 | 総務部企画政策課長          | 川地憲元  |
| 総務部税務課長          | 西川敏明 | 住民福祉部長兼健康福祉課長      | 久保寺利明 |
| 住民福祉部住民人権課長      | 伊藤幸広 | 住民福祉部子ども課長         | 川口智也  |
| 住民福祉部生活環境課長      | 渡辺章博 | 産業建設部長兼水道課長        | 田中一也  |
| 産業建設部課長          | 前田勝治 | 産業建設部農林振興課長        | 松岡弘泰  |
| 産業建設部企業誘致・商工観光課長 | 大倉修  | 産業建設部建設課長          | 高橋正人  |
| 会計管理者兼会計課長       | 野村博治 | 教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長 | 佐藤嘉但  |
| 教育委員会教育総務課長      | 田中隆  | 教育委員会生涯学習課長        | 古川一夫  |
| 消防長              | 三和隆夫 | 消防次長兼消防予防課長        | 吉田英之  |
| 消防総務課長           | 廣澤幸雄 | 警防課長               | 三輪則夫  |

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

|        |      |         |       |
|--------|------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 藤田勝彦 | 議会事務局書記 | 稲川諭実彦 |
|--------|------|---------|-------|

(開議時間 午前9時27分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席でございます。

ただいまから平成30年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、13番 水谷久美子君、1番 北倉義博君、以上を指名します。

---

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告であります。

ここで、12月26日、議会運営委員会が開会され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をいたします。

議長からの要請により12月26日水曜日に開会いたしました委員会におきまして、第4回養老町議会定例会最終日の日程等について協議いたしましたので、次のとおり報告いたします。

日程につきましては、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第5号)の審議が終了後に、日程第15、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議についてを上程することに決定いたしました。

また、日程第15の審議方法につきましては、産業建設委員長より提案理由の説明を受け、質疑及び討論を省略し、採決のみを行うことに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(大橋三男君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、休会中に常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、大倉企業誘致・商工観光課長より定例会初日の発言について訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

大倉企業誘致・商工観光課長。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 議長より許可をいただきましたので、本定例会初日における水谷議員の質問に対する私の回答について一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。

平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）における款7商工費、項1商工費、3目観光費の観光事業振興費の養老公園夜桜ライトアップ及びそれに伴うイベント等を開催する費用に関する質問の再質問で、10日間のライトアップで1,866万6,000円を使うと理解してよろしいかとの問いに、そのとおりである旨の回答をいたしました。が、当事業は3月の最終週及び4月の最初の週に開催することを予定するもので、年度をまたぐことから、平成31年度分については、第2表にもございますように654万1,000円を合わせて債務負担行為補正を計上しており、事業費の合計は10日間の計画で2,520万7,000円となります。

以上、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、議案第58号から日程第14、議案第69号及び日程第16、議案第70号から日程第22、議案第76号までの18議案を一括議題といたします。

この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求め、その後に委員長に対する質疑を行います。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 水谷久美子君。

○総務民生委員長（水谷久美子君） 去る12月19日、各委員及び議長、並びに執行部の出席のもと総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正6件、平成30年度養老町一般会計及び特別会計補正予算5件の合計11件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、本条例に該当する職員数はこの問いに対して、30年4月1日現在、一般職が260名、再任用職員が8名との回答でした。

宿日直の職員体制と当番の間隔はの問いに対して、宿直は課長補佐以下の男性職員1名、日直は課長補佐以下の女性職員2人の体制であり、2カ月から2カ月半で当番が回ってくるとの回答でした。

嘱託職員と臨時職員の人数は、また嘱託職員の給与はの問いに対して、4月1日現在で、嘱託職員が33人、一般会計の臨時職員が227人、特別会計の臨時職員が11人、嘱託職員の月給は15万円ほどとの回答でした。

次に、議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、上多度公民館の使用料は他の公民館と同等か、また免除団体の取り扱いも同等かの問いに対して、上多度公民館の使用料や免除団体については、各地区の公民館を参考にしているため同等。ただ、以前の建物は古かったため、前に比べると上がっているとの回答でした。

次に、議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、通称名、上多度プラザの明示箇所はの問いに対して、通称名は条例などには入っていないが、施設への入り口の扉に表示されているとの回答でした。なお、通称名の決定の過程が残る記録を残してほしいと要望いたしました。

次に、議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてに関しましては、上多度こども園からめぐみ保育園へ移行する人数は、めぐみ保育園の対応はの問いに対して、現在の上多度こども園の5歳児は24人いるが、めぐみ保育園の定員数は50名から60名にふえる予定。対応については、部屋を増築したり、上多度こども園と連携しながら幼稚園などのノウハウを学んでいるとの回答でした。

めぐみ保育園の保育士確保の状況は、また上多度こども園の保育士の行き先はの問いに対して、めぐみ保育園は私立であるため、配置基準を満たすように確保すると思っている。また、上多度こども園は公立であるため、他の公立の園に異動してもらうとの回答でした。

次に、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）に関しましては、下笠野崎公民館のコミュニティー助成事業費と地元負担はの問いに対して、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティー助成事業は補助率が5分の3、上限が1,500万円であり、今回のコミュニティー助成金は総事業費3,500万円ほどに対して上限の1,500万円が助成され、残りの5分の2については地元負担であるとの回答でした。

あゆみの家の障害者共同生活援助施設の場所と規模はの問いに対して、場所は養老町橋爪別所地内。建物の規模は鉄骨2階建て、面積280平方メートル、定員7名との回答でした。

町補助金358万3,000円に対する総事業費はの問いに対して、総工事費は7,759万8,000円であり、うち県の補助対象経費としては4,500万円との回答でした。

留守家庭児童教室の補正増の要因はの問いに対して、発達障害や肢体不自由児の児童

の利用が増加したことで、指導員が3人ふえたことと、夏休みの利用者が10人ほどふえたことで、指導員が2人ふえるため。なお、発達障害の児童1人につき、指導員1人をつけているとの回答でした。

留守家庭児童教室に入る条件はの問いに対して、小学校1年から4年までの児童のうち、保護者の保護が月15日以上欠け、その状態が3カ月以上継続しているもの。なお、15日以上というのは就労証明で確認しているとの回答でした。

小学校エアコン整備事業の国と町の予算配分と町の起債期間はの問いに対して、国の交付金は基本的には3分の1であるが、対象面積掛ける国の基準単価であるため、実質は1割強である。残りは町の起債であり、償還期間は15年との回答でした。エアコンフィルターなどのメンテナンス方法はの問いに対して、フィルターの清掃の程度なので、教職員で行っているとの回答でした。

エアコンの1カ月の電気代はの問いに対し、他市町の状況から見て、従来の電気量の1.4倍ほどになると想定しているとの回答でした。なお、太陽光発電を利用した電気料金の抑制について研究してもらえよう要望いたしました。

次に、議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関しましては、動向の変化の要因はの問いに対し、上半期の給付費などの支出状況によるもので、高齢化が今後も進行し、予算残額では補正しなければ対応できないと判断したとの回答でした。

次に、議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正6件、平成30年度養老町一般会計及び特別会計補正予算の5件の合計11件の議案につきましては、質疑・討論・採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 北倉義博君。

○産業建設委員長（北倉義博君） 産業建設委員会報告を行います。

去る12月19日及び21日に、各委員並びに執行部の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました町道路線の廃止等2件、平成30年度特別会計の繰り入れの変更2件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算4件、合計8件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第64号 町道路線の廃止についてであります。

1. 農道2路線の廃止に伴い、橋が撤去される予定であるが、多面的機能支払交付金を活用した橋や、もしくはヒューム管を利用した橋につけかえる検討はの問いに対して、地元と協議した結果、100メートルから200メートルのところに迂回路があり、撤去する予定の橋は過去数年は利用されていないため、撤去することと決定したとの回答でした。

次に、議案第65号 町道路線の認定についてであります。

1. 道路が2つに分割されたことにより、橋がなくなるが、迂回路の看板を設置する考えはの問いに対して、一定期間通行動めの看板を設置していたため、迂回路の看板は特に必要ないと考えているとの回答でした。

次に、議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更について及び議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入の変更については、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）に関してであります。

1. 養老公園夜桜ライトアップ事業は、県と町のどちらが先導しているのかの問いに対して、ことしの秋に入り、町内外から実施を求める声が多くあり、県から当町に声かけがあったものである。県との協議において、昨年まで実施したライトアップの資機材は養老町で持っていることや、実施ノウハウもある。県も応援するので、町で実施していただけないかということから、当町で実施することとした。

なお、養老公園では2020年に開園140周年を迎えるに当たり、トイレ等の施設整備を進めており、当町としても養老公園を生かした観光振興は推進、協力する立場にあると考えているとの回答でした。

2. 養老公園は、県営であるのに負担割合が県31対町69となっていることに対する担当課の考えはの問いに対して、電気等は養老公園から借りる部分もあるため、補助割合だけでは一概に言えないと考えるとの回答でした。

3. 1300年祭のイルミネーションの資機材は使用できるのかの問いに対して、昨年使用したイルミネーションとライトアップの資機材は町で保管しているため、桜でも利用

できるとの回答でした。

4. 実施場所はの問いに対して、案として天命反転地と楽市楽座養老付近と、養老公園の入り口から楽市楽座養老までの側道の桜の一角を考えているとの回答でした。

5. 予算の内訳はの問いに対して、電飾の設置に1,000万円弱、公園内の警備に500万円ほど、残りは昼間から夜間にかけてのイベントの運営費など。

なお、イベントには大垣養老高校や町内の各種団体にも御参加いただきたいと考えているとの回答でした。

6. 今後県からの補助金や県の事業が行われる予定はの問いに対して、県では140周年に向けて具体的には進んでいないが、ライト等の常設を検討する余地はあると聞いており、今後町との協議次第だと思われるとの回答でした。

7. 養老駅から桜通りのぼんぼりの管理はの問いに対して、ぼんぼりは当課で管理している。また、一部公園内の維持管理は、観光協会に協力いただいているとの回答でした。

なお、電球の切れているぼんぼりが幾つかあるため、状況を確認してほしいと要望いたしました。

8. ライトアップ事業に係る経費を抑える努力は、また町内業者は入っているのかの問いに対して、今回の予算を計上するに当たり、複数のイベント業者から見積もりを徴取して作成した。また、昨年度は町内の電気業者が入っていたが、今回の見積もり徴取業者が町内のどの業者と取引しているかまでは把握していないとの回答でした。

9. ライトアップ事業のイベントを住民主導の行事として行う考えはの問いに対して、町内の方にお越しいただくのは前提であるが、観光の面として集客力を求めるには、ステージを充実したものにしてアピールしなければならないと考えるため、御理解いただきたいとの回答でした。

10. ライトアップ事業のPR方法はの問いに対して、チラシを新聞折り込みで西濃地区に入れたり、メディアに載せることを考えているとの回答でした。

11. ライトアップ事業に対する県の補助金は、来年度もあるのかの問いに対して、来年度については未定ではあるが、町から引き続き要望していきたいとの回答でした。

なお、養老公園夜桜ライトアップ事業については、県補助金の増額に関して、地元県議等へ働きかけるよう執行へ要望しました。

また、委員より提出された附帯決議を賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関しては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付されました町道路線の廃止等2件、平成30年度特別会計の繰り入れの



変更2件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算4件、合計8件の議案につきましては、質疑・討論・採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会で可決した養老公園夜桜ライトアップ事業に関する附帯決議については、議員発議により議会で上程するよう議長へ報告いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員から経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより常任委員会付託案件につきまして、日程第4、議案第58号から日程第14、議案第69号まで、議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第64号 町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第65号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、発議第3号 議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長より、附帯決議についての説明を受け、質疑及び討論を省略し、採決を行います。附帯決議についての説明を求めます。

産業建設委員会委員長 北倉義博君。

○産業建設委員長（北倉義博君） ただいま議題となりました発議第3号 議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

付帯決議の内容としましては、産業建設委員会の委員長報告でも申し上げましたが、12月19日及び21日に開催されました本委員会において、可決した付帯決議を議員発議として上程するものであります。

それでは、本文を読み上げさせていただきます。

養老公園夜桜ライトアップ事業の提案された予算計上は、現状においては町民に行政不信を招くおそれがある。

慎重な議論を要することは言うまでもないが、運営形態、将来的な事業補助等、特にイベント事業においては地元利益循環し多くの町民参加に配慮した行政力が求められ、町民や議会の説明も不十分であり議論が成熟されたとは言えない。

地域住民はもちろん関係機関、行政、議会ともに熟議の上、関係者一同が納得し満足いく構想のもとに計画を推進すべきものである。

このようなことを鑑み、平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）歳出予算中、養老公園夜桜ライトアップ事業予算の執行に当たり、以下の点を強く要望する。

記、養老公園夜桜ライトアップ事業については、事業内容を関係機関、行政、議会、地域住民が熟議し、今後の方針も含め十分な説明責任を果たしてから執行すること。また、協議内容や進捗状況等の報告を議会に対して適時行うこと。

以上決議する。

平成30年12月27日。養老町議会。

以上で、付帯決議についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

これより採決を行います。

本付帯決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は可決されました。

なお、町長には付帯決議について遵守するよう申し入れをいたします。

---

○議長（大橋三男君） これより常任委員会付託議案につきまして、日程第16、議案第70号から日程第22、議案第76号まで、議案ごとに順次討論及び採決を行います。

日程第16、議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時30分です。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、次に、日程第17、議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） お諮りいたします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。



よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第4回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前10時38分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月27日

議 長      大   橋   三   男

議 員      水   谷   久 美 子

議 員      北   倉   義   博